

**【子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のポイント】** 参考

○ 関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととする、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための修正を行う。

〈政府案〉	〈修正後〉
<p>(1) 認定子ども園法の廃止</p> <p>(2) 児童福祉法の一部改正</p> <p>① 各事業の定義の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所は満3歳未満児を保育する施設</li> <li>※満3歳以上を保育する保育所は総合子ども園に移行</li> </ul> <p>② 児童福祉法第24条の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の保育の提供体制の確保義務</li> <li>・ 利用のあっせん・要請</li> <li>・ 待機児童がいる市町村が利用調整</li> <li>・ 虐待等の入所の措置</li> </ul> <p style="text-align: center;">等</p> <p>③ 保育所の認可</p> <p>④ 小規模保育等の届出</p>	<p>(1) 認定子ども園法の廃止規定の削除</p> <p>(2) 児童福祉法の一部改正</p> <p>① 各事業の定義の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所は乳児・幼児(0～5歳児)を保育する施設</li> </ul> <p>② 児童福祉法第24条の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う(現行どおり)</li> <li>・ 小規模保育等の提供体制の確保義務</li> <li>・ 利用のあっせん、要請</li> <li>・ 待機児童がいる市町村が利用調整</li> <li>※当分の間は全市町村が利用調整を実施</li> <li>・ 虐待等の入所の措置(あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加)</li> </ul> <p>③ 保育所の認可制度の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正</li> <li>(i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信用、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。</li> <li>(ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。</li> </ul> <p>④ 小規模保育等の認可を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定(規定内容は保育所の認可と同様)</li> </ul> <p>(3) 内閣府設置法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定子ども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。</li> </ul> <p>(4) その他所要の改正</p>

**子ども・子育て支援** 参考

- 認定子ども園制度の改善
- 認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実

より子どもを生み、  
育てやすく

**【主な内容】**

- **幼児期の学校教育・保育の総合的な提供**
  - ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(幼保連携型認定子ども園)の改善、移行の促進
  - ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に
  
- **待機児童対策を強力に推進**
  - ・ 認定子ども園等のほか、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

	2012年度	2014年度末	2017年度末
3歳未満児の保育利用率	27%(86万人)	→35%(105万人)	→44%(122万人)
放課後児童クラブ	22%(83万人)	*→32%(111万人)	→40%(129万人)
	(*2011年5月時点)		
  
- **大都市部以外でも地域の保育を支援**
  - ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定子ども園等のほか、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)
  
- **家庭・地域の子育て支援を充実**
  - ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

	2012年度	2014年度末～
地域子育て支援拠点	7,555力所*	→10,000力所
ファミリー・サポートセンター事業	637市町村	→950市町村
	(*2011年度交付決定ベース)	

※一体改革の充実策では、2017年度末までの量的拡充による所要額を見込んでいる。